

# 宗教法案の教育史的意義について

佐伯友弘

## 一はじめに

明治三十二年十一月九日、政府は、「宗教の事たる深く人心を支配し国家の秩序及風教に至大の關係を有するに現行の制度は神仏二道に關してのみ之が規定を設け且其の規定たる頗る整備を欠くものあり依て一般の宗教に対して完全なる制度を設くるの必要あり是本案を提出する所以なり」<sup>(1)</sup>とする「宗教法案理由書」を添付した全五十三条からなる宗教法案を、貴族院に提出し、十二月十四日から本格的な審議がはじまつた。政府が宗教法案を提出した理由は、従来の政府による神道、仏教のみを対象とした宗教宣布に關する規定を、全ての宗教にまで拡大して、全ての宗教を政府の宗教政策のもとに置こうとするものであった。しかし、宗教法案の眞のねらいは、明治二十年代後半から、條約改正交渉がはじまるにつれて、仏教の国粹的高揚と共に、キリスト教に対する対抗上、仏教とキリスト教が度重なる衝突を繰り返したために、政府にとつても、神道を中心とする宗教政策の立場から、何らかの仏教を含む宗教全体に対する規制をとる必要にせまられた、ということにあつた。

特に、大教院分離後に発刊されて、大内青巒を主宰者とする『明教新誌』は、明治二十年代後半から明治三十年代

前半にかけて、毎号、仏教擁護の立場から、反キリスト教、反宗教法案の論陣を張った。宗教法案は、明治宗教史上、政府と仏教界の最大の政治問題となつた。

本稿は、宗教法案の歴史的背景を、明治三十一年私立学校令論議、内地雑居論、条約改正論議の立場から明らかにし、さらに宗教法案の提出とその内容・宗教法案の貴族院での否決とその歴史的意義を教育史的側面から明らかにしようとするものである。

## 一 宗教法案の背景

条約改正の交渉作業が大詰めの段階をむかえている明治三十二年四月、私立学校令の審議が行われた第三回高等教育会議の席上、文部省の岡田参与官は、伊沢修二の質問に答えて、宗教学校における宗教教育を取り締るためには、フランスにあるような宗教法案の制定の必要性を示唆して、次のように述べた。

仏蘭西ノ如クニ宗教家ト云フモノハ学校ノ教員タルコトハ出来ナイト云フヤウナコトニ致シテ仕舞ヒマスレバ、（略）無形ノ勢力ヲ及ボスト云フコトヲバ止メルコトモ出来マセウケレドモ、併ナガラ是ハ日本ニ於キマシテ宗教法ト云フモノガ定ツテ居リマセヌ<sup>(2)</sup>

宗教を信仰している人が、教育者となり学校教育にあたるならば、「宗教上ノ教育」になるのか、との伊沢修二の質問に関して、岡田参与官は、「バイブル」を使用して授業をしたり、「バイブル」の主意を伝えたりしたならば、それは宗教教育にあたるとの見解を明らかにした。さらに、「宗教上ノ無形ノ感化」を、教師が生徒に与えるのに対し、私立学校令の第十七条の宗教教育禁止条項では取り諱まることは不可能であり、「宗教法」の必要性を強調し

た。特に、「教育勅語ト云フモノヲ宗教的ヲ以テサウシテ立派ニ解釈シテ居ル」宗教家の著書を使用すると、「宗教教育」にあたるが、しかしその取り締まりには「宗教法」の制定が必要であるとの見解を示した。文部省より内閣へ提出され、さらに条約改正に関する国内法の整備作業を進めるために設置された法典調査会へ回付された私立学校令の審議記録によれば、「内務省ハ仏教各派学校ハ別ニセラレタシト希望シタルモ独リ仏教学校ノミヲ取除クベキニ非ズトシテ希望ヲ容レザリシナリ」<sup>(4)</sup> 朱の如く、内務省が仏教系各派学校に対して、私立学校令の適用除外を求めた事実がある。さらに、神宮皇學館、国学院<sup>(5)</sup>を私立学校令の規制対象とするかどうかの内務省と文部省の決定的な対立があつた。

私立学校令の枢密院における審議の過程で、条約改正後のキリスト教の我が國への流入の懸念から、枢密院顧問官は、激しくキリスト教を批判した。特に、鳥尾枢密顧問官は、「本官ハ耶蘿教<sup>(マヤ)</sup>ハ断シテ国家ノ禍ナリト謂フ者ナリ彼ノ教ハ我国体ト合セス」<sup>(6)</sup> と発言して、キリスト教が大日本帝国の「国体」や、教育勅語の精神に反するとの立場を明らかにし、キリスト教取り締まり条項を私立学校令に挿入することを求めた。又、海江田顧問官は、「神道ヲ宗教ト看做シ仏教耶蘿教ト同一視スルコトトナリテハ目的ハ立タス教を立ツルニ付テハ國体ヲ目的トセサルヘカラス」<sup>(7)</sup>との立場から、神道を仏教、キリスト教等の宗教と同一視することに反対し、天皇制国家体制確立の意図を示唆した。このような主張は、神道を日本国民の精神的拠り所とすると共に、教育勅語を教育の拠り所とするものであり、仏教、キリスト教を政府の宗教政策の中に取り入れて、規制を加えようとする、後に政府によって議会に提出されることになつた宗教法案と論を一にしているといえよう。

『明教新誌』紙上に、宗教法案に就いての論説が掲載されたのは、明治二十八年三月一日の第三五五一号「宗教法案を論ず」である。その後、宗教法案が、貴族院において否決される明治三十三年二月まで、ほとんど毎号と言つて

よいほど、宗教法案に対する仏教界の反対宣伝活動が『明教新誌』を舞台に展開した。

『明教新誌』の論調は、条約改正後に予想される内地難居問題、それから派生してくるキリスト教の日本への流入普及、キリスト教に対する管理、監督、準備の政府への期待であった。神道、仏教、キリスト教等の宗教の複雑な関係を無視出来ず、いろいろな法案が政府内で検討された。それらの主なものを、『明教新誌』から拾うと、「宗教取締法」、「神社法」、「宗教法論」、「神社寺院并に宗教法」、「仏教法案」、「耶蘇教取締法」等が見られる。

『明教新誌』は、明治二十七年九月十六日付の第三七四一號から五回にわたって、「内地難居準備論」を連載して、条約改正後の内地難居におけるキリスト教の普及活動に対する仏教側の危機感とその対応策を次のように明らかにした。

仏教家は内地難居の曉にはますます其の布教の策を講ぜざるべからざるなり<sup>(8)</sup>

我が國体と吻合せざる邪教は疾風の勢を以て蜻蛉州を襲わん。仏教家は内国家的觀念の勃興を計ると同時に、外彼等の侵入を防がざるべからず<sup>(9)</sup>

内地難居少しも恐るべからず、恐るべきは仏教徒の怠慢にあり、仏教徒の怠慢は基督教の侵入となり、国民の統一を破る吾人は仏教家に一大賞倍あらんことを望む<sup>(10)</sup>

このような仏教側の態度は、反キリスト教的立場から、國粹意識を国民に覚醒、高揚させるべく論じ、条約改正実施後の宗教界の主導権を仏教が把握しようとする意図からであった。条約改正実施後の内地難居の後、仏教界の現状を憂い、「教育制度を改正し、智徳並進の僧侶を出す」僧侶教育制度の改革を提唱していることからも、仏教を教育改革の中心に据えようとする意図さえも見える。

そのほか、『明教新誌』において、明治二十七年から明治三十三年に限定しても、反キリスト教的立場から条約改正実施後の内地難居の問題を論じたものとしては、「内地難居と吾徒の準備」、「内地難居得失論」(一)～(十)、「難

居後の宗教と教育」、「内地雜居論に就いて」等十数編にのぼっている。

改正条約が締結されて後、政府は「神道、仏教以外の宗教宣布等に関する規定」を制定し、キリスト教を、初めて宗教行政の対象とした。これに対して、仏教徒からは、締結された各國條約の「宗教規定」では、キリスト教に対し寛大な取り扱いを認めていたが、予想されるキリスト教の国内の布教への道を開いたものとして、「耶蘇教の自由公許」<sup>(12)</sup>との批判がでた。仏教側は、キリスト教に対する対抗上、反キリスト教の立場を強く打ち出し、政府の対キリスト教政策の変更を強く要求した。

政府は、キリスト教に対するある程度の取り締まり強化を打ち出す一方、神道を国教化する立場から神社保護の政策をとろうとした。具体的に論ずるならば、仏教界は、キリスト教に対する取り締まりを強化することを求めると共に、「仏教法案」を自から準備し、その法案の実現を内務省筋に強く働きかけ、政府にその制度化を求めた。政府は、従来の仏教界の勢力拡大に対する法的規制措置を確立しなければならないと考えると共に、神道を国教化し、天皇制国家体制を確立する立場から、仏教に対するある程度の規制を考えていたので、仏教界が提出した「仏教法案」を参考にしながら、政府は「宗教法案」提出へと動いていくことになる。

### 三 宗教法案の提出

明治三十年八月四日付の『明教新誌』第三九七七号で、久米社寺局長は、神社法、寺院法、その他の宗教を対象とする宗教法（主としてキリスト教）を制定し、その監督取締をする必要があるとの見解を明らかにした。このように、三法案を検討せざるを得なかつたのは、神社・寺院の待遇をどう扱うかという問題と改正条約実施による内地雜居と

関係があるキリスト教をどう扱うかという難問を抱えていたからである。神社・寺院の待遇については、「伊勢大神官其他の官幣大社の如き之を宗教上のものと見認て他の宗教と同一に取り扱うべきや否や」<sup>(13)</sup>として、内務省と法制局の間で激しい対立があった。また、内務省は、改正条約実施に関して、キリスト教系学校で、バイブルを倫理の教科書として使用する恐れがあるとのことで、調査を開始した。

当時、キリスト教に対する厳しい批判は、京都の同志社に向けられたが、特に『明教新誌』は、「明らかに我国神と抵触し、我德育と矛盾し、我教育勅語と衝突するの基督教主義の学校（德育）に認可を与へんとす、抑も勅語を拝戴せざるの不敬にして、亦我国の德義を蹂躪紛乱する」<sup>(14)</sup>とし、「耶蘿教は、國法に背き、國體に違ひ、國民と反す、容易に勢力を張らしむべからず」<sup>(15)</sup>として、「同志社問題」に対する政府の軟弱な姿勢を大きく取り上げた。

そして、明治三十年六月二十四の『明教新誌』紙上で、政府に対して、(i)神儒仏耶及その他の教徒間の衝突を監督する、(ii)路上演説を取締、(iii)外教徒の不敬事件を嚴重にする等五項目<sup>(15)</sup>をその役割とする宗教警察の制度化を求めた。

一方、仏教側は、神道、教育勅語、天皇制に対する見解を控えながらも、反キリスト教的立場から、仏教を公認とする公認教制度の確立を政府に求めた。すなわち、公認教制度は、信教の自由の原則に基づいており、(i)宗教の教義が国家の国体と矛盾しないこと、(ii)宗教の儀式が国家の典礼と矛盾しないこと、(iii)宗教の教会組織が国家の行政と矛盾しないこと、(iv)国中に一〇〇万以上の信徒、一〇〇年以上の歴史、国人の風俗習慣人情道義と深く関係している宗教であることが条件であるとされた。そして、公認教としての条件を満たしているのは、仏教のみであると断言した。

このような中で、社寺局は、仏教界全体から宗教法案に対する事情聴取を行った。京都建仁寺で開かれた仏教各宗管長会議で、「仏教法案」を決定し、さらに東京において大修正を加えて、全八章全文四十六条からなる「仏教法」が社寺局長の許に提出された。それによれば、次のようになつていて、<sup>(17)</sup>

## 仏教法

### 第一章 宗派

第一条 仏教各宗派は其宗憲に依り管長之を統理する

第二条 仏教各宗派は法人とす

第三条 此法律に於て公設する仏教各宗派は現今帝国内に存在せる左の宗教とす（四十ー宗派列記、開宗の順序を用ふべし）

### 第二章 管長

#### 第三章 寺

#### 第四章 教師

第二十六条 仏教各宗派の教師は国民軍の外兵役を免除す（略）

第二十七条 仏教各宗派教師の待遇は勅令を以て別に之を定む

#### 第五章 布教

#### 第六章 学校

第三十条 仏教各宗派の学校は仏教の教師を養成する所とす

#### 第七章 管長会

#### 第八章 罰則

この「仏教法」は、宗派自治制と教師の人事権の管長把握という重要な一つの原則で貫ぬかれている。この二つの原則は、政府が対仏教政策において、容易に承認し得るものではなかつた。

ところが、明治三十二年十二月九日、「宗教法案理由書」を添付した全五章全文五十三条からなる「宗教法」が貴族院に提出され、審議が始まつた。その主要点は次の通りである。<sup>(18)</sup>

### 宗教法

#### 第一章 総則

第一条 (教会の規定)

### 第三条 (寺の規定)

第四条、第五条、第六条 (教派、宗派の規定)

第八条 (略) 宗教上の事項に關し公衆を会同するときは發起人は開会二十四時間以前に会同の目的、場所及年月日時を行政官

庁に届出づべし (略)

第九条 宗教の宣布宗教上の儀式の執行其の他の宗教上の事項に關し安寧秩序を妨げ風俗を壞り又は臣民たる義務に背く行為あり

と認むるときは主務官庁に於て其の変更若は取消を命じ又は之を禁止することを得

第十四条 教派宗教教会寺其の他の宗教団體は主務官庁の監督に屬す 主務官庁は事務の報告を徵し其の状況を検査し其の他監

督上必要なる命令を發し又は処分を行ふ

第十五条 教派宗教教会又は寺が法律命令に背き目的以外の事業を為し又は認可若は許可の条件に違反したりと認むるときは公益上必要ありと認むるときは主務官庁は其与へたる認可又は許可を取消すことを得

### 第二章 教会及寺

#### 第三章 教派及宗派

第二十八条 宗教団體にして教派又は宗派たらむとするときは教規又は宗制を作り主務官庁の認可を受くべし

#### 第四章 教師

第三十三条 本法に於て教師と称するは公に宗教の宣布又は宗教上の儀式の執行に從事する者を謂ふ

第三十六条 主務官庁は安寧秩序を害すると認むる者に対し教師たることを停止又は禁止することを得

第三十七条 教師は政治上の意見を發表し其の他の政治上の運動を為すことを得ず

第三十八条 教派宗教教会又は寺に属する教師たるの資格及選定に關する制限は勅令を以て之を定む

#### 第五章 罰則

##### 附則

##### 宗教法案理由書

この政府の提出した宗教法案は、宗派自治制の否定、教師の人事権の主務官庁把握、神道、神社は第二条、第三条の規定に入つておらず、特別の待遇を受けることになった。この政府のねらいは、仏教の伝統的な宗派制度を根本的

に弱わめようとするものであった。仏教界は、このことをどうてい容認できない態度をとり、その修正を求めた。

#### 四 宗教法案の否決

政府が貴族院に提出した宗教法案は、仏教の宗派制度（宗派自治制）を根本的に弱体化しようとするねらいがこめられていた。これに対して、仏教界は、宗教法案をとうてい容認できないとの態度をとり、その修正を、政府をはじめ各方面へ、積極的に求めた。

しかし、管長会議は、明治三十一年春、政府による宗教法案提出の準備の段階で、次の五項目を、宗教法案の中に挿入することを決議していた。

①宗派自治制の事 ②宗派を公法人と為す事 ③管長及教師の待遇法を定むる事 ④国家は仏教に対し由緒と歴史に照らし特別保護を為すべき事 ⑤国家は新宗教に対し其取扱上十分に制度を設くる事(12)

この管長会議が絶対譲歩できないとして決議した五項目は、各宗委員会でも確認され、貴族院特別委員会で検討されたけれど、仏教界の修正要求は認められなかつた。

ただ、政府は、板垣内務大臣と各宗総代の交渉、神鞭法制局長官と各宗総代の交渉により、宗教法案の字句の一部の修正に応じたものの、仏教界各宗の大勢は、「大修正なるものは法案の精神を動かさずして僅に末節の数条を改革したる」<sup>(20)</sup>の如くの評価しかしなかつた。

それでは、各宗教界は、宗教法案にどのような反応を示したのか探つてみよう。

東京在住の神道各派委員は、該案は仏教に関係があるが、神道諸派には無関係であるとして、宗教法案に対し多少

の修正意見を持ったに留まつた。

本多庸一を中心とする在京キリスト教会は、宗教法案に対し、「信仰の自由」に基づいて、宗教に対する法律の規定を設けることは当然のこととし、キリスト教と仏教の間には、特に問題がないので、宗教法案の法律化には、別に不都合がなく、「同法の発布せらるゝ後も宗教上何等の規定なき今日と毫も異なる所なし」との立場を取つた。

しかし、在京キリスト教徒は、明治三十二年十二月二十一日、神田青年館で集会協議をし、部分修正を求めることが決定し、さらに十二月二十三日には、同所で、本多、押川、片山、小崎、井深、留岡等三十名が集まり、宗教法案に対する、国家の宗教に干渉すること、教師に徵兵免除を認めること<sup>(22)</sup>の修正を政府に求めることが決定した。キリスト教徒の意見は、江原、本多が代表して、両院議院へ申し入れ、宗教法案に対するキリスト教の意見は、政府へ提出されたが、キリスト教会は、宗教法案には基本的には賛成であるが、第九条、第十五条、第三十六条について、官府の処置に不平あるときは行政訴訟ができるように修正すること、第十条、第三十条、第三十一条、第三十四条、第三十八条、第四十二条を削除することを求めた。

キリスト教会が、宗教法案に不満を示した点は、宗務委員会の件、宗教家に政談を禁ずること、教師の資格を認定するのに勅令を以てすること、これらは、すべて宗教に國家が干渉することになり反対であると主張した。ただし、キリスト教会側は、宗教法案に対して、仏教界のような利害関係をもっていないという結論に達した。つまり、キリスト教会側は、明治三十二年私立学校令で、一応の自からの要求が受け入れられたことと<sup>(23)</sup>、仏教界が反キリスト教キヤンペーンを開いたため、宗教法案によって、もともと多くの痛手を受ける仏教界に対して冷淡な態度を取つたことによるものであった。

各宗総代委員は、宗教法案が議会に提出されて以来、連日、集会協議を行つたが、法案の修正が不可能になると判

断するやいなや、「宗教法案全部否決の議を提する」<sup>(24)</sup>、「政府案絶対反対」<sup>(25)</sup>、「全然宗教法設定の精神に背反して、宗教を迫害する悪法なり」<sup>(26)</sup>と決議して、宗教法案の廃案への動きを強めた。

仏教界は、その組織の総力を結集して、全国仏教徒大会を召集し、宗教法案の粉碎を決議し、その否決を貴族院議員に訴えたが、政府は、「議員を買収し、公力を濫用し、運動を妨害し」と言われる如く強権を発動したが、宗教法案は、十七日の貴族院において、二十一票の多数の差を以て否決された。

## 五 おわりに

宗教法案は、貴族院で、大差で否決された。否決直前の各宗派代委員が管長会議の決議によって、内務省との最後の交渉をもつたが、それは次の点であった。<sup>(28)</sup>

- 一 仏教各宗派を公法人とする事
- 一 仏教各宗派を自治の団体とする事
- 一 僧侶の待遇を定むる事
- 一 歴史由緒ある寺院に保護を与るべき事
- 一 新宗教に制裁を加ふべき事（キリスト教……筆者）
- 一 仏教界側が、宗教法案に対する上記のような修正案を頑なに守ったのは、仏教を公認教として、宗教法案を仏教法案の観点から理解していたからである。

宗教法案の否決後、平田東助法制局長官は、宗教法の提出は、宗教思想の乏しき国民、僧侶を覺醒させた意味が大

きいのではないかという見解を明らかにした。さらに、政府の首脳は、仏教界の腐敗堕落の現実からして、宗教法の制定は是非共必要であるので、第十五議会に再提出するつもりである、と述べた。宗教法案が議会で否決されたことは、仏教界の力がいかに大きなものであったかを示した。仏教界は、あくまでも、仏教を「公法人」とすることを強く求めた。

宗教法案で、政府がねらった意図は次のようなものである。

宗教法案と明治三十二年私立学校令を結びつけるものは、宗教法案の第三十八条に規定されている勅令・教師の規定である。そのことによって、明治三十二年私立学校令の懸案事項であった学校教育における宗教教育の制限を勅令・教師の制定で結着しようとした。

政府は、仏教とキリスト教を対象に規制すべく宗教法案を提出したが、この中には、神道、神社は対象からはずれていた。

政府は、従来から特権を得て、強大な組織をもっていた仏教の本末寺制度の仏教組織の弱体化をねらった。

神道、神社以外の他の宗教とキリスト教を同等に扱うことによって、条約改正交渉による国際関係の義務を果そうとした。

このことは、反キリスト教の精神が仏教界に、如何に根強いものであったかがわかる。そして、仏教界が反キリスト教的方向に目をむけたが故に、国家神道、神社は特別の扱いを受け、天皇制国家体制は着実に進んでいった。

宗教法案は、日本における明治二十年代、三十年代の宗教史、教育史において、改正条約実施によって予想される内地雜居の中のキリスト教の規制（キリスト教教育の規制）という意味と歴史的な強大な勢力を有する仏教界の組織、思想に対するある程度の規制という意味をもっていた、といえよう。

宗教法案が否決された後、再び、宗教問題が政治舞台で取り上げられるのは、平沼騏一郎内閣によつて、昭和十四年四月八日に公布された宗教団体法の公布によつてである。

注

- (1) 仏教大學所蔵(マイクロフィルム)『明教新誌』第四三九三三号  
(2) 文部大臣官房秘書課『第三回高等教育会議議事速記録』  
(3) 同上  
(4) 外務省外交資料館所蔵『法典調査会審議速記録』  
(5) 同上  
(6) 国立公文書館所蔵『枢密院会議議事録』  
(7) 同上  
(8) 『明教新誌』第三四七一号—第三四七六号「内地雜居準備論」  
(9) 同上  
(10) 同上  
(11) 同上  
(12) 『明教新誌』第四二一七一号「内地雜居準備談」(3)  
(13) 『明教新誌』第四〇三三号「宗教取締法の調査」  
(14) 『明教新誌』第四〇八三号「外教に対する我邦の方針」  
(15) 『明教新誌』第三九五七号「宗教警察」  
(16) 『明教新誌』第四三六六号「公認教の精神」  
(17) 『明教新誌』第四二八三号「仏教法案」  
(18) 『明教新誌』第四三九三号「宗教法案の提出」  
(19) 『明教新誌』第四三九八号「所謂大修正なる者」、第四三九一号、第四三九三号ともみえる。  
(20) 同上

- (21) 『明教新誌』第四三九四号「宗教法案に対する基督教徒の意向」
- (22) 『明教新誌』第四三九九号「基督教派の会合」
- (23) 拙稿『明治三十二年私立学校令の成立過程』(日本の教育史学第二十八号、一九八五年) 五〇ページ
- (24)(26) 『明教新誌』第四三九四号「宗教法案を粉碎せよ」
- (25) 同上「宗教法案に対する各宗委員の意見一定す」
- (27) 『明教新誌』第四四二四号「宗教法案否決せらる」
- (28) 『明教新誌』第四三九三号「宗教法案の姿を躊躇じて全国数千万の佛教徒に移檄す」

(やえき ともひろ・島取大学教授)